



平成 29 年 5 月 31 日
自動車局 整備課
環境政策課

「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります

～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～

国土交通省では、6月を『不正改造車を排除する運動』の強化月間として、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）と連携し、街頭検査を集中的に実施するなど、騒音の原因となっている違法マフラー等悪質な不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

1. 全国で169回の街頭検査を計画

警察庁、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等との連携により実施し、違法マフラー等悪質な不正改造車に整備命令を発令。

2. 自動車ユーザー等への啓発活動

- ・ マスメディア、ポスター及びチラシ（別紙2～4）等により広報を実施。
- ・ 全国のバス事業者（別紙5）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。
- ・ 自動車整備士養成施設等への出前講座の実施。
- ・ 不正改造車についての認知度等に関するアンケート調査の実施。

3. 不正改造車の排除ため情報収集等

- ・ 引き続き各運輸支局等に「不正改造車・黒煙110番」（別紙6）を設置。
- ・ 寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して警告ハガキを送付し、不正改造の改修及びその結果の報告を求める。

【問い合わせ先】 自動車局 整備課 平川・下窪
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）・03-5253-8600（直通）
環境政策課 中里・木戸
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42532）・03-5253-8604（直通）
FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。